

(参考)

事務連絡  
平成28年6月2日

各都道府県障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の  
請求及び支払等について（5月サービス提供分）

平成28年熊本地震に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等、特定障害者給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下これらを総称して「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業所及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

1 平成28年5月サービス提供分に係る介護給付費等の請求について

災害救助法適用地域に所在する障害福祉サービス等の事業所であって平成28年4月15日以降にサービス提供を行い、「平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求について」（平成28年5月2日付け事務連絡、以下「5月2日付け事務連絡」という。）の1（2）ただし書きに該当する場合には、5月サービス提供分についても、一ヶ月分を通じて概算による請求を行うことができるものであること。

これ以外の場合については、下記4により、通常の手続による介護給付費等の請求を行うこと。

2 概算による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する際の届出

概算による請求を選択する障害福祉サービス等の事業所については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成28年6月10日までに概算による請求を選択する旨、各国保連に別紙様式により届け出ること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものすること。

## (2) 介護給付費等の算出方法

原則として平成27年12月サービス提供分から平成28年2月サービス提供分までの介護給付費等の支払実績(過誤調整分を含む。)により、下記①の計算式により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各事業所において、別紙様式により届け出るものとする。

なお、障害福祉サービス等を行う事業所について特別な事情がある場合には、別途、算出方法について当該事業所と調整すること。

### ① 平成28年5月1日以降のサービス提供分

#### 【障害者総合支援法に基づく介護給付費等】

平成27年12月～平成28年2月

介護給付費等支払額

$$\frac{\text{平成27年12月～平成28年2月 介護給付費等支払額}}{\text{91 (※)}} \times 31 \times (1 + 0.0018 + 0.05)$$

#### 【児童福祉法に基づく障害児通所給付費等】

平成27年12月～平成28年2月

介護給付費等支払額

$$\frac{\text{平成27年12月～平成28年2月 介護給付費等支払額}}{\text{91 (※)}} \times 31 \times (1 + 0.0293 + 0.05)$$

※ 平成27年12月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から平成28年2月29日までの合計日数。

## (3) 介護給付費等支払額を確定

概算による請求を選択した事業所については、概算額をもって、平成28年5月サービス提供分の介護給付費等支払額を確定するものであること。

## 3 介護給付費等の按分方法について

上記2により定める概算請求が行われた介護給付費等に関する市町村等の支払については、障害福祉サービス等の事業所ごとに、平成27年12月から平成28年2月までの各市町村等の当該障害福祉サービス等事業所に対する介護給付費等支払実績に基づき各国保連において按分する。

また、それにより発生する支払手数料についても、平成27年12月から平成28年2

月まで各市町村等の取扱い明細件数を基に按分する。

#### 4 その他の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成28年5月サービス提供分（6月請求分）において、その他の方法による介護給付費等の請求を行う場合には、5月2日付け事務連絡の3（通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて）により行うこと。ただし、5月サービス提供分（6月請求分）に係る請求明細書の提出期限は通常どおり6月10日（金）までとすること。

また、提出期限に遅れた請求については、翌月以降に提出することとする。

なお、請求明細書の提出後に、介護給付費等の請求に不足があったことが判明した場合には、過誤調整及び再請求を行うことも可能である。

#### 5 国保連における点検結果について

障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者に対する利用料の支払いを猶予する場合や、介護給付費等の支給決定及び障害支援区分の認定における有効期間を延長する場合、市町村は、該当する受給者の異動連絡票情報（基本情報）（以下「受給者情報 ※ 」という。）を作成し、当該データを国保連へ送付することとしている。しかしながら、庁舎の被災等により、市町村等にて受給者情報の整備ができない場合には、請求情報に対する点検で「エラー」となるため、平成28年5月サービス提供分に関して下表のエラー内容については暫定的に警告へ変更するので、ご承知おき願いたい。

#### 【「エラー」から「警告」に変更するエラーコード一覧】

エラーコード	エラー内容
EG13	資格:該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です
EG88	資格:障害支援区分認定有効期間外の受給者です
EN21	資格:利用者負担額②の計算値が不正です
EN24	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (多子軽減後の額)
EN25	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (都道府県等が定める額)

※1：当該措置は熊本県に限定したものであり、同県以外の都道府県及び市町村においては、点検結果への影響は発生しない。

※2：当該措置により、上記エラーコードに該当するものは熊本県内全市町村で国保連の点検結果がエラーから警告に変更されることとなる。なお、通常の審査業務が可能な市町村においては、上記エラーコードについて審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。

※3：平成28年6月サービス提供分以降の取り扱いについては、別途通知する。

#### 6 6月分以降の介護給付費等の請求について

6月分以降の介護給付費等の請求の取扱いについては、別途連絡する。



(別添)

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求手順について

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求については、以下の要領に従い行うこと。

- 「市町村番号」には、当該受給者の市町村番号を記録する。
- 「受給者証番号」には、上記市町村が所在する国保連に連絡し、国保連からの払い出された受給者証番号を記録する。
- 利用者負担猶予対象者に係る分については、請求明細書給付費明細書の先頭行の摘要欄に「災1」と記録する。